## 世界遺産登録の流れ

※暫定リスト記載後

① 各国政府が暫定リスト記載物件の中から条件の整ったものをユネスコ世界
遺産センターへ推薦
$\downarrow$ $\downarrow$
②ユネスコ世界遺産センターが各国政府からの推薦状を受理
$\downarrow$ $\downarrow$
③ユネスコ世界遺産センターが物件の現地調査を依頼
文化遺産候補は国際記念物遺跡会議(ICOMOS)が現地調査
自然遺産候補は国際自然保護連合(IUCN)が現地調査
$\downarrow$ $\downarrow$
④ICOMOS 及び IUCN がユネスコ世界遺産センターに現地調査の報告
$\downarrow$ $\downarrow$
⑤世界遺産委員会で審査・登録決定
$\downarrow$ $\downarrow$
⑥正式登録

- ・登録されるためには、世界的に普遍的な価値をもつことが前提
- ・登録された後、将来にわたって継承していくための、保護や管理がされて いることが条件となる厳しい基準